

【本日から軽減税率が実施されました】



皆さま、いつもご覧いただきありがとうございます。税務部の佐々木 大輔です。4回にわたり、消費税の増税について連載させていただきましたが、ひとまず私の回で連載が最後となりますので、是非、最後までお付き合いいただければと思います。

今回は、212号の北岡の記事にもあった、[ポイント還元](#)について、消費者目線から注意喚起をおきたいと思います。

◆キャッシュレス決済によるポイント還元制度



このマークが目印です

10月1日の消費税増税と併せて、キャッシュレス決済によるポイント還元が実施されることは、212号のニュースレターをお読みになった方は、既にご存知のことかと思えます。今までのカード決済では、1%程度の還元が多かったのではないのでしょうか。今回の増税に併せた還元では、「2%」若しくは「5%」の還元率となっており、以前に比べてお得にお買い物ができるようになります。

お！とても美味しいじゃないか！と思われた方、実は還元率がアップする「期間」と「店舗」は限られています。下記をご一読いただいた上で、ご自身のライフスタイルに合ったお買い物をお楽しみいただければ幸いです！

期間	<p>○消費増税が行われてから9か月間に限られる</p> <p>2019年10月1日に増税が行われた場合、2020年6月30日までが、キャッシュレス決済によるポイント還元の対象期間</p>
店舗 (経済産業省の審査を通過した店舗に限る)	<p>○5%の還元となる店舗（主に中小企業※1）</p> <p>・町のスーパーやレストランなどが対象※2</p> <p>○2%の還元となる店舗（主に大型チェーン店）</p> <p>・コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどが対象※2</p> <p>○対象とならない店舗（主に大企業）</p> <p>・大手スーパーや大手百貨店などが対象</p>

※1 中小企業とは **製造業・卸売業・小売業・サービス業**のうち、資本金及び従業員が一定以下の法人と個人事業主をいいます。

※2 店舗毎に経済産業省に申請を行わないといけないため、全店舗が対象となっているわけではありません。また、コンビニエンスストアなどの一部店舗（直営店）では、ポイント還元ではなく値引きとして扱われる店舗もあります。さらには、大手スーパーの方が、独自の手法により、ポイント還元がある店舗よりも安く買うことができる場合があります。ので、十分ご注意ください。

これらは、キャッシュレス決済が対象となっていますが、決済の手法としては、「クレジットカード」「デビットカード」「プリペイドカード」「電子マネー」「QRコード決済」など、多岐にわたります。また、決済会社も異なりますので、ポイント等の還元方法や付与される時期については、事前に調べておいた方が良いでしょう。なお、ご不明点がございましたら各担当者までご連絡下さい。

（税務部 佐々木 大輔）